

精華町教育委員会会議録

平成26年（第3回）

1 開 会 平成26年3月24日(月) 午前10時00分
閉 会 平成26年3月24日(月) 午後 0時30分

2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員 細川委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員
木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 永井総括指導主事

4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第3回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回会議録について

教育部長から平成26年第1回臨時教育委員会、第2回臨時教育委員会、第2回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

・特になし。

【採 決】

・全員承認。

(3) 教育長報告事項

ア 精華町いじめ防止基本方針について

精華町いじめ防止基本方針の素案がまとまったので、国等の流れを説明。詳細は総括指導主事から説明させる。

昨年6月28日にいじめ防止対策推進法が決定、9月28日付で施行、10月11日に、文部科学大臣からいじめの防止等のための基本的な方針を策定

する旨の裁定がでた。この中でいじめの基本方針を各自治体で策定し、その際に、国の方針を参酌することとなっている。現在の京都府の状況は、いじめ防止基本方針として、内容は固まっているようであるが、今年度内の策定は不明である。

いじめ防止基本方針は地方公共団体で策定することになっているので、京都府の場合は、京都府として一本化するが、木津川市は教育委員会の基本方針として策定すると聞いている。精華町としては、いろいろと議論したが、教育の場でのいじめの防止というのは非常に大きなウエートを占めているので、町全体で取り組む必要があると考え、精華町と教育委員会との連名で、現在策定作業をしている。

庁内検討会を3月11日から2回実施。教育部長と教育部局のほか子育て支援課と人権啓発課が町長部局から入っている。いろいろと意見を出し合い、大体方針案がまとまったので報告する。教育委員会でこの素案の承認後、町長の決裁を受けて、現段階の案として、議会の総務教育常任委員会に報告し、幅広い方からいろいろと意見を聞く予定。また、できればパブリックコメントを行い、住民の意見を聞き、いじめ問題は、町全体の大事な問題であるという機運を盛り上げて、6月か7月ぐらいには固めて、議会への報告や町長の決裁を経て正式に定めるという流れで考えている。後ほどこの案について詳細を報告する。

イ 教育委員会制度の改革について

既に新聞報道もされているが、教育委員会制度の改革問題が以前から与党のワーキングチームで議論されてきた。平成26年3月13日、合意できたことにより、近々閣議決定の上、法案が提出されると考えている。

内容は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保すること、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し、これらの点を踏まえての改革案とされている。

具体的な1点目は、教育長と教育委員長を一本化し、新教育長を設置、その新教育長は首長が議会の同意を得て任命・罷免を行う。新教育長の任期は3年で、他の教育委員は4年。この3年の意味は、首長の任期は4年で、首長がかわった場合に、自分の任期内に人選ができるように3年としている。ただし、罷免できるが、罷免の要件については現行の教

育委員と同様とするということで、罷免が乱用されないように歯止めがかかっている。この罷免の要件は、例えば心身に故障があった、病気等の場合、職務上の義務違反を犯した場合、教育委員として不適切な非行、あるまじき行為を行った場合と限定されている。経過措置として、現在の在職の教育委員、教育長については任期満了までの在籍となる。

2点目は、教育委員会は現行どおり執行機関とするということがはっきり謳われている。ただし地域の教育のあるべき姿が十分に教育委員会で議論できるように人選の工夫を促進するとなっている。同時に専門性を備えた行政職員の育成を事務局でも進めていく。

3点目は、地方公共団体に総合教育会議を設置。これは首長と連携となるが、首長が主宰、首長と教育委員会で総合教育会議を設置する。会議には有識者等の参加を求めることも可能となっている。その中で、地方教育行政法の23条、24条各号に定める教育委員会と首長の職務権限は変更しないこととした上で、総合教育会議において、首長が教育委員会と協議して大綱を策定することができる。その内容は、予算の調整や執行、条例提案など首長の権限に係る事項などを協議の対象にするものである。

協議・調整の対象は、教育行政の大綱であることから、教育行政の17条の教育振興基本計画の策定、教育の条件整備などの重要な教育施策と方向性、緊急事態、いじめ等の問題、これらに限って調整・協議の対象とするということになっている。

例えば教科書の採択や学校の教育課程の編成、個別の教職員人事など、特に政治的中立性、継続性、安定性を担保する必要がある事項は、教育委員会の専権事項として現行どおりであると盛り込まれている。

4点目は、地教行法26条2項に規定する教育長に委任できない事務については変更しない。例えば教育委員会規則は教育長の専権事項ではないので、規則を改正するときは委員会の議決を経ており、従来どおりとなっている。合議体の教育委員会が教育長をチェックする機能を強化するというので、教育委員から教育長に対して会議の招集を求めることができることと盛り込まれている。また、新教育長は事務の執行状況についても教育委員会に報告しなければならないことから、合議体としての教育委員会議はそういうチェック機能を持つことになる。

5点目は、緊急事態の話であり、今まではいじめによる自殺等の防止の場合、文部科学大臣が是正の指示を出すことができようになっていたが、例えば、大津市の問題でもあったが、再発防止の措置を講じさせる必要がある場合、地教行法50条で規定している文部科学大臣が施策の是正を指示することができるという条項を見直すということ。

この5点が与党で合意されたということで、これに沿って法案が作成され、閣議決定、国会上程になると考えている。

イ 教職員の異動内示の状況について

2月の教育委員会で管理職の人事について議決をいただき、その内容で内示を3月17日にした。17日には管理職だけではなく一般教職員の内示もした。異動の内容は配布資料のとおり。管理職と一般教職員については、31日に発表され、新聞に出ると思われる。なお、内示について異議申し立て等はなかった。

【委員の意見】

・深刻ないじめ問題がおこったときの教育委員としての受け答えは、報告を受けている範囲で行うことになるが、検討委員会の方針での対応をした時の責任などはどうなるのか。（伊藤委員長）

・今回の基本方針で、教育委員が会議の一員として意見を述べることも大事だが、別の立場で冷静に見ることも必要と思う。一つの一定の意見を聞いて、もう一つ別の角度から見る必要があると思う。

（中谷委員）

・精華町が首長と教育委員会とが連名でするのはよくわかる。基本方針の中では、策定のプロセスの形が理にかなっていると思う。その中に教育委員会だけではなく子育て支援課や人権啓発課、保育所、健康推進課も入ってもらえたらいいと思う。乳幼児から高齢者までいる中でいじめの定義がどのようなものかにもよる。そういう中でこういうプロセスをとって、総務教育常任委員会への説明、パブリックコメントをし、その後に検討をされていくのはよいと思う。

（蓑毛委員）

・教育委員は非常勤で、教育委員会会議で短時間の中での報告を受けてどれだけ把握できるのかという不安もある。よほどこちらが勉

強しないといけないとは思いますが、会議でどのような話がされたのか経過も聞けるようにしてほしい。（蓑毛委員）

・有識者の会議への参加だが、検討段階で入ってもらったほうがいいと思う。いじめというのは、小・中・高といろいろな学校で起きている問題で、心理的なものが大きくあると思う。大津市の時に気になったのは、初めは学校などの居場所があったが、それも次第になくなってきて、最後にどうしていたかという、自分だけで抱えることが多かった。友達にも言えない、先生にも言えない。どんどん自分の居場所が減り、語る相手がいないということ。そういうことを考えた際に、有識者の中に教育心理学者のような方が入れば児童生徒の身体あるいはそういう緊急事態のときに有効に活用できるのではと思う。いずれそういう事態が起きるとすることも想定するならば有識者は教育心理学者、あるいは児童生徒の発達のことを十分理解した方が入ったら、よいアドバイスを与えてもらえると思う。

（中谷委員）

・いじめ防止基本方針というのは、全国的に策定するが、いじめが起こった時に対応するのは現場の教職員になる。現場の教師がしっかりできる取り組み方を整え、そういう危険性があれば、委員も目を配って現場に行き、委員会事務局と相談しながらその都度関わっていくことが大事だと思う。それだけでは解決できない、深刻なものは、組織を持っているかどうかによって違ってくるので必要なものだと思う。（伊藤委員長）

・条例になるのか。（伊藤委員長）

・新しい教育委員会は、いろいろな方々から意見をもらえるようになると思う。（細川委員）

【事務局】

・検討委員会で最初の判断をするときに教育委員が入っていると、後での変更が難しくなると考えた。（教育長）

・いじめに関連しては、検討委員会を来年度に開きたいと考えている。検討委員会のメンバーは、学校教職員等の中に学識経験者を入れる予定。（教育長）

- ・条例化するかどうか議論もあり、さらに検討したい。（教育長）

（４）議決事項

- ア 第 6 号議案、平成 2 6 年度精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

本議案は個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第 1 6 条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、異議なしとしてこの議案については非公開となった。

- イ 第 7 号議案、精華町社会教育委員の委嘱について

【提案説明】（教育部長）

社会教育法第 1 5 条第 2 項の規定に基づき委嘱している精華町社会教育委員の任期が平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次期委員を委嘱したく、教育委員会の同意を求めるため提案。

【提案概要】

- ・社会教育委員候補者名簿により説明。
- ・社会教育委員の構成としては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から委嘱。
- ・今回は、社会教育委員 12 名のうち、11 名の委員の再任を提案。残り 1 名は次回教育委員会で提案する予定。

【委員の意見】

特になし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

- ウ 第 8 号議案、精華町文化財保護審議会委員の委嘱について

【提案説明】（教育部長）

精華町文化財保護条例第 4 7 条第 2 項の規定に基づき委嘱している精華町文化財保護審議会委員の任期が平成 2 6 年 3 月 3 1 日をも

って満了することに伴い、次期委員を委嘱したく、教育委員会の同意を求めるため提案。

【提案概要】

・全員が文化財愛護会の会員であり、またシルバー人材センターで取り組んでおられる精華町ふるさと案内人の会の会員として活動されている方など、町内の文化財のことをよく知っておられる方を選任。4名とも再任。

【委員の意見】

・委嘱する方は学識経験のある方か。（蓑毛委員）
・文化財保護審議会は、年に何回開かれるのか。（中谷委員）
・専門性よりも、むしろ精華町にある文化財を多くの方に知ってもらうための活動を軸にしているということで、委嘱する方には、精華町の文化財等の啓蒙などに取り組んでもらうということか。（伊藤委員長）

【事務局から】

・精華町在住で地元の文化財について造詣を持たれている方に当初より委嘱している。仏像を町の指定にしたり、文化財の保存に関してどうするのかなど、その分野の専門についての検討は、その時々専門の先生に来てもらう形で対応することとしているので、専門の方は入っていない。

・年1回の開催を予定しているが、開催していない年もある。仏像や建築物等を町指定する際や文化財の保存状況に問題が発生した場合など、検討・協議する必要が生じたときに開催することとしてきたため定例に開催できていない状況がある。（教育部長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

エ 第9号議案、精華町スポーツ推進委員の委嘱について

【提案説明】（教育部長）

スポーツ基本法第32条の規定に基づき委嘱している精華町スポーツ推進委員の任期が、平成26年3月31日をもって満了するため、次期委員を委嘱いたしたく、教育委員会の同意を求めるため提案。

【提案概要】

スポーツ推進委員の定数は15名であるが、今回は13名の委嘱の同意を提案。平成24、25年度の15名の委員の内、今回4名が退任、新任者を探したがあと2名が見つからなかったため、再任を含め13名の提案となった。欠員については、継続して探していく。

新任者について、越智氏はサッカー、村田氏はテニスに取り組んでおられ、今までのスポーツ推進委員の中にはサッカーやテニス関係者は不在であった。また、今回辞任された方の中には長年委員長を務められた森本氏がおられるため、次回のスポーツ推進委員会議で新たに委員長を選出する予定。

【委員の意見】

- ・委員は何年ぐらいされているのか。（蓑毛委員）
- ・得意な種目や地域性、年齢などの選任条件があるのか。（中谷委員）
- ・活動場所は。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・一番長い方で20年以上。10年前後の方が4人でその他の方は4年以下である。（教育部長）
- ・スポーツを熱心に行っている方が第一で、得意なスポーツがそのままスポーツ推進委員活動に反映するものではない。普段スポーツをしていない方に手軽なスポーツを広めることを第一に活動してもらっている。（教育部長）
- ・むくのきセンターや学校の体育館、運動場。（教育部長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

（4）教育部からの報告

ア 教育部長

① 議会関係について

3月定例議会の状況について報告。

3月3日開会。代表質問で、精華の会、日本共産党、精政会、公明党の4会派から質問があった。内容等は、中学校給食とクーラーの時期、精華中学校の改築等であった。

一般質問は5人で、坪井議員からは中学校給食、三原議員からは学力向上と教職員の事務負担軽減で、特にこれについては先般のUSBメモリ紛失の関係で、忙し過ぎるから持ち出したのではないか、事務を軽減する方法はないのかという質問。山本議員からコンプライアンスということで規律の関係の質問。町職員への内容と考えていたが、再質問でUSBメモリ紛失の内容が出た。柚木委員からは、ゆき届いた教育を進めるためにということで、いろいろな学校の教育環境の質問。今方議員からは、震災学習ということで、修学旅行先の質問。塩井議員からむくのきセンターへの指定管理者の状況の質問。

総務教育常任委員会が3月10日開催、社会教育委員の条例一部改正の審議、社会教育委員の存在が住民に見えにくい、広報等で情報提供すべきではないかという意見をいただいた。全員賛成により委員会では可決。

行政報告として、雑誌スポンサー制度の概要等を報告。スポンサーがつくことによって雑誌経費での図書の実充に努めると説明。

予算・決算常任委員会では、補正予算は全員賛成で委員会可決、一般会計の予算審議では賛成多数で委員会可決であった。

内容について、特に教育委員会関係では、中学校給食についての実施時期、検討会議を来年度も行うが、何を検討するのか、厳しい財政状況の中で精華中学校の改築予算が高く、施設も過大との質問があった。

議会の本会議は、3月27日木曜日が最終日で、委員会報告に対して可否が審査される予定。

その他として、4月24日、閉会中に総務教育常任委員会が予定され、精華中学校の実施設計の状況を報告、精華南中学校体育

館の非構造部材である天井板を撤去した耐震改修工事の完成状況を視察予定。

イ 学校教育課長

① 公文書開示請求について

中学校の定期テストの公文書開示請求があった。具体的な内容は、平成23年度、24年度の精華町立中学校で実施された外国語、国語、数学、理科、社会の定期テスト問題プリントとその解答例で、全学年分。開示請求当初は、平成20年度から24年度までだったが、各学校の保存状況を確認すると、古いものはないため、請求者と協議し、23年度と24年度の2年分となった。請求された量が大量のため開示期間を延長し、3月中にはそろえて4月初めに開示していく予定。使用目的等は不明だが、情報公開条例に基づき請求があった場合は開示しなければならないため、開示していくことで事務を進めている。

② 情報セキュリティセルフチェックシートについて

2月に起こったUSBメモリの紛失事故を受けて、今、各学校でルールをつくり、情報漏えいや情報セキュリティを徹底しているが、教育委員会としてもハード的な部分でセキュリティをできないか、町情報担当課とも調整している。実施にあたり、教職員の実態を把握する必要があるため、20項目の情報セキュリティセルフチェックシートを配布し、回答させている。このことにより、情報セキュリティの気づきを促し、セキュリティ意識の向上にもつながると考えている。集計等ができ次第報告する。ハードでの対策は、予算も伴うことから、全教職員にパソコンを1台ずつ配置しており、一度には無理と考えるが、できるところから何らかの対策を講じていきたいと考えている。教職員の仕事の量が時間内でできないという実態があるので、持ち帰りは厳禁であるが、やむを得ない場合は、セキュリティ対策を講じた上で、家庭でも仕事ができるように何らかの対策ができないか検討していきたいと考えている。

ウ 総括指導主事

① 平成26年度「せいか学びと育ち」プランについて

前回お示しした平成26年度「せいか学びと育ち」プランを配付用に整理。変更点は、年度と第何回の箇所が1回ふえているのと1ページ目の豊かな人間性の育成と健康や体力の向上を図る教育の充実の2番、人権教育の推進の上2行をつけ加えた。他は前回に報告した内容と変更はない。

② 京都府中学校学力診断テスト結果報告について

資料中、折れ線グラフが精華町、棒グラフが京都府。教科別の得点を見ると、国語は、精華町は右寄りの正否分布に近い値を示している。ただ、0点から20点に2桁、14名の分布が見受けられることから、課題の大きな生徒も2桁はいる。数学は、得点の上位層の分布は京都府と比較してプラス1%ぐらいになっていることから、京都府よりも1%ぐらい得点上位の者が多いという結果。国語同様、20点から50点の生徒も多いことから、精華町だけではなく京都府も同様の傾向だが、今後の課題の一つであると捉えている。英語は、93点から96点を頂点とする変わった右肩上がりの分布。得点の良い生徒が多くなっている。

教科別チャート図では、どの問題領域と成績分布を見ているが、国語は、話すこと聞くことに関して、京都府の平均よりも若干落ち込みが見受けられるが、全体として、バランスはとれている結果と考えている。数学は、関数、図形、見方、考え方、問題の種類の活用のところで課題があると考え。英語は、表現の能力、問題別では活用に課題がある結果になっている。

全体的には、テストの結果から成果と今後の方向性をまとめた。成果は、各教科とも基礎学力の充実、定着、向上が図られてきている。京都府との比較では、京都府よりも得点が高い生徒が多くなっている。過去8年間において京都府、山城教育局管内の平均を上回っていることから良好な結果といえる。ただ、個々に見ると課題の多い生徒たちもおおり、きめ細かい学習と授業については力を入れていく必要があると考えている。

今後の方向性では、全体的には、どの教科も基礎的、基本的な内

容についてはおおむね定着しているが、それを活用する思考力や判断力、表現力をこれから育てていく必要があるという結果が出た。それに加えて、その基礎となる言語能力をつけていくことも課題の一つに上げられると考えている。もう一つは、各教科の指導に当たっては、体験的な学習も大切にしながら、生徒の興味、関心を生かして自主的、自発的な学習が促されるような授業改善というのも今後の課題となっていくと考えている。

③ 精華町いじめ防止基本方針について

精華町いじめ防止基本方針について、前回に京都府と違うところを説明したが、今回、関係課と調整し、若干変更している。いじめ防止等のための精華町における組織等の設置で、これまで3つの組織を考えていたが、調整していく中で、4つの組織が必要ではないかということで、4番目の組織を加えた。1番目の精華町いじめ問題対策連絡会議は、いじめ問題に関わる交流や情報交換をする組織であるという捉え方をしており、関係諸団体の代表や学識経験者、学校、警察署、精華町、精華町教育委員会の関係課、その他の関係者ということで考えている。例えば関係諸団体としては精華町人権擁護委員会・児童相談所・社会教育委員会・青少年健全育成協議会・民生児童委員協議会・自治会連合会・PTA連絡協議会を想定しているが、これから要綱等を整備していく。

2番目は、精華町いじめ防止対策推進委員会で、役割としては、1つ目は、いじめの基本方針が策定後、いじめの防止をするための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的な知見からの審議を行うという役割。2つ目は、町立小・中学校におけるいじめに関する通報とか相談に対して第三者機関として必要な助言等を行う役割。3つ目は、町立学校からいじめの報告を受け、教育委員会での協議を受けて必要がある場合に調査を行う役割。4つ目は、重大事態に係る調査を行う役割。このような形でいじめ対策委員会というのを立ち上げていきたいと思っている。構成員としては、第三者の方を中心と考えている。

3番目は、精華町いじめ調査委員会で、これは、2番目のいじめ対策委員会で調査を実施、例えば重大事態が起こって調査をした

ときに、保護者や児童生徒に報告するが、それでは不十分だということになった場合に、町長が設置し、再調査をするための組織。

4番目は、国、府にはなかった組織で、実務担当者会議の設置を考えている。いろいろないじめやいじめにつながる事象が学校では起こってくる。そのようなときに具体的にどういう取り組みをしていけばよいか、実際にいじめについて学校での取り組みを協議していくための会議、そのために実務的に動いていく人の集まりの組織で、構成員は生徒指導の担当やスクールカウンセラー等を想定している。

いじめの早期発見の箇所、教育相談体制の活用の推進で、教育委員会の事務局の中で担当指導主事を決め、いじめの相談に対応できるような体制にしていきたいと考えている。

重大事態への対応で、3番の調査主体の決定は京都府のほうでは記述はないが、これまでの間、いじめまたはいじめにつながる事象については教育委員会の中で報告、学校に行くなど支援と助言をいただいているが、継続させたい考えから、重大事態の疑いがあるようなものが発生した場合は、2番の調査委員会の調査や学校での再調査に際して、情報共有のためにも、教育委員会の中で協議、調査主体の判断を行うため、緊急の教育委員会会議で実施するために調査主体の決定をつけ加えた。

このいじめ防止の基本方針案については、4月1日から暫定的に、内規的に施行していき、その案については、先ほどのプロセスの中でもあったように、パブリックコメント、検討委員会を経ながらいじめ防止基本方針ということで策定していきたいと考えている。

④ 生徒指導の状況について

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるとして会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

エ 生涯学習課長

① 平成25年度精華町文化賞、精華町スポーツ賞表彰決定について

本町の芸術・文化、体育・スポーツの向上と発展に貢献され、その活動や功績が顕著な個人や団体を表彰し、あわせて、町民の皆さんの意欲喚起など周りの方々にもいい影響を与えていただきたいということで設けている。2月18日に選考委員会を開催し、今年度の受賞者を選考した。

1件目は、スポーツ功労賞で、京都誠風館に決定。誠風館は、昭和32年の設立以来長年にわたり剣道を指導され、少年少女の健全育成に努めてこられた。特に近年は全国大会にも出場されるなど功績もあげられている。

2件目は、小・中学生を対象としたジュニアスポーツ賞で、精北小学校3年生の森本現輝君、精華中学校2年生の杉山葵さんに授与。森本君は、第4回関西ジュニア新人空手道大会を初めとして昨年度4つの大会で優勝された。杉山さんは、夏に開催された京都府中学校総合体育大会陸上競技の100メートルで優勝された。森本君は小学3年生、杉山さんは中学2年生であり、小・中学校の期間はまだあるが、今後の一層の活躍を期待して今年度授与することとしたものである。

表彰式は、3月20日木曜日に図書館集会室で行った。

なお、今年度、文化賞については該当がなかった。

② 少年少女合唱団定期演奏会について

3月30日、日曜日、1時半からかしのき苑で開催する。あわせてこの間、第8期生の募集をしているが、今日現在で新入団生が3人で、3月30日の定期演奏会の後、卒団式も行うが、卒団する子が9人のため、団員数が減少することになるので、引き続き新入団生の募集に力を入れていきたい。

【委員の意見】

- ・公文書の開示の目的はわかっているのか。（中谷委員）
- ・公文書の開示はどんな形式で渡すのか。（蓑毛委員）

【事務局】

- ・公文書の開示請求は特に目的は問わないので聞いていない。節度ある使用の仕方をとっている。 (学校教育課長)
- ・コピーを渡す。 (学校教育課長)

(5) その他

- ① 2月から3月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数4件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が4件、うち社会教育係関係が4件、図書係は0件、体育係関係は0件。

(6) 教育部からの諸報告

- ア 4月の行事予定について。

(7) 閉会

- 委員長が第3回教育委員会の閉会を宣言。